

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊捜一第233号

令和2年7月3日

業務上過失致死傷事件等に係る鑑定機関等の情報の共有について（通達）

見出しのことについては、別添警察庁通達「業務上過失致死傷事件等に係る鑑定機関等の情報の共有について（通達）」（令和2年6月19日付け警察庁丁捜一発第75号）のとおり実施していくこととするので、今後、外部機関の鑑定等が必要な捜査においては、必ず、捜査第一課特殊事件・科学捜査係に報告の上、緊密な連携を図られたい。

※ 警察庁通達「業務上過失致死傷事件等に係る鑑定機関等の情報の共有について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。